

平成29年度学校法人和光学園
監査報告書

学校法人和光学園
理事會御中
評議員會御中

私たち監事は、私立学校法第37条第3項および学校法人和光学園寄附行為第15条第1項および第2項の定めに基づき、学校法人和光学園の平成29年度（平成29年4月1日より平成30年3月31日まで）の業務ならびに財産の状況について監査をおこなった。

監査結果は下記のとおりである。

記

1. 会計監査の状況

あらかじめ決算書につき審査の上、次のとおり監査をおこなった。

期日 平成30年5月24日（木）午後2時30分

場所 学校法人和光学園 法人事務局

出席者 監事 児玉勇二、須藤敏昭

理事長 古関彰一、財務担当理事 両角憲二

法人事務局長 鈴木裕久、事務担当者 松村政雄

監査の対象となった書類

決算書および事業報告書、総勘定元帳に代る諸表、不動産台帳、備品台帳、金銭出納簿、預金証書、領収書、証明書、契約書、その他の関係書類

上記の監査結果は、下記のとおりである。

(1) 平成30年3月31日現在の正味資産は前年度より276,662,841円減少し14,890,290,037円となった。

(2) 決算は正確である。

(3) 国の会計基準にもとづき、会計処理および諸帳簿の作成は厳密に実施されている。

2-1. 業務監査の状況（理事会・評議員会）

期日 平成30年5月24日（木）午後3時30分

場所 学校法人和光学園 法人事務局

出席者 監事 児玉勇二、須藤敏昭

理事長 古関彰一、財務担当理事 両角憲二

法人事務局長 鈴木裕久、事務担当者 喜福和則

監査の対象となった書類

理事会議事録、評議員會議事録、その他の関係書類

上記の監査結果は、下記のとおりである。

(1) 理事会・評議員会は私立学校法および寄附行為にもとづき適法に招集され、議事および議決がおこなわれたものと認める。

理事会は9回、評議員会は2回開催された。

(2) 予算の補正は2回（平成29年5月25日、平成30年3月19日）おこなわれた。

(3) 議事録は、よく整備されているものと認める。

2-2. 業務監査の状況（教学）

期日 平成29年5月25日（木）午後1時30分

場所 学校法人和光学園 法人事務局

出席者 監事 児玉勇二、須藤敏昭

学長 伊東達夫、副学長 高見澤三由紀

大学事務局長 酒井佳裕

事務担当者 鈴木裕久、鈴木ゆたか

監査の対象となった書類

学長室会議資料、その他の関係書類

期日 平成29年11月30日（木）午後1時30分

場所 学校法人和光学園 大学A棟第2会議室

出席者 監事 児玉勇二、須藤敏昭

学長 伊東達夫、大学事務局長 酒井佳裕

大学担当者 上田倫裕、羽田浦恭則

事務担当者 鈴木裕久、鈴木ゆたか

監査の対象となった書類

研究費にかかる資料、その他の関係資料

上記の監査結果は、下記のとおりである。

大学の教学事項について書類確認および学長等からのヒアリングをおこない、適切に業務がおこなわれているものと認める。

3. その他

「学校法人運営調査委員による調査結果について（通知）」文部科学省高等教育局長名通知（平成29年12月19日付29文科高第809号）による指導・助言事項については、引き続き所要の改善措置をとること。

平成30年5月24日

学校法人 和光学園

監事 児玉勇二

監事 須藤敏昭